



# ハグマンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1



## 新春特別講演会改め

### 「秋の特別講演会」開催します！

平成元年より毎年1月に開催しておりました特別講演会は、令和元年より開催時期を11月に変更することとしました。再来月の11月6日(水)に姫路駅南すぐのじばさんビルにて開催します。

タイトルは「飲食店の常識を覆す佰食屋の新しいビジネスモデル」、講師は中村朱美さん。京都で「佰食屋(ひゃくしょくや)」という飲食店を経営しておられる方で、最近ではテレビでも取り上げられたりと注目を集め、日経ウーマン「ウーマンオブザイヤー2019大賞」など数々の賞を受けておられます。

このお店は昼食のみの提供で、メニューはステーキ丼を中心とした3種類、客単価は1,000円ちょっと。営業時間は11時から14時半頃までで、100食を売り切ったら終わり。従業員さんの就業時間も基本は9時~17時で残業なし。ブラックが多いと言われる飲食業界の中で、超ホワイト企業のように。

商売の常識としては、売上にかかわらず出て行く家賃や人件費などの固定費を、売上から得られる粗利益でどう回収できるかで利益が残るかどうか決まるとされます。昼だけ借りるから家賃半分というわけにはいきませんので、できるだけ昼も夜も営業して粗利を増やすというのが通常の発想です。1日100食と決めることは、機会損失が発生したり、もったいないと考えがちですが、逆に普段想定していないそれ以外のメリットもいろいろあるようです。食材も毎日100食分用意すればいいので、余計な在庫も持たなくてすむ。ロスも少ない。コストダウンが図れるとか。

そんなビジネスモデルを可能にするためには、売り切れるだけの圧倒的な商品力が必要です。しかしたとえ良いものが提供できるとしても、できるだけたくさん売ることは諦める。従業員もできるだけたくさん働かせるという考え方を見直し、働きやすい職場を提供することで、従業員さんの満足も高まる。それが事業の安定的な継続にも繋がっていきます。

最近では「働き方改革」が叫ばれ、子育てや介護もしながら、いろいろな働き方を求めておられる方も増えていらっしゃいます。人口減少社会の進行とともに人材難がより深刻化してゆく今、経営側の視点からも、こんなやり方もありかなと、思えることがあるかもしれません。

すべての飲食店や会社が真似できるわけではありませんが、何かしらのヒントになるものがあれば幸いです。ご関心ありの方は、ぜひお出かけください。詳細は近日中に発表させていただきます。



## 電子帳簿保存制度・スキャナ保存制度が

**P2**

## 見直されました!

よくお客様に領収書などの書類を捨てていいかと尋ねられます。しかし、帳簿書類の保存期間は7年間と定められており、破棄されないようご理解いただいております。

そのようなお客様に、電子帳簿保存制度・スキャナ保存制度をご案内しております。

手続等が煩雑だったため利用される方はなかなかいらっしゃりませんが、この度の税制改正で申請手続きが簡素化されたためご利用しやすくなりましたのでご案内いたします。

### 電子帳簿保存制度の概要

帳簿及び国税関係書類のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成されるものについては、税務署長の承認を受ければ、一定の要件の下で、電磁的記録による保存等が可能となっています。

### スキャナ保存制度の概要

決算関係書類を除く国税関係書類については、税務署長の承認を受ければ、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、その書類の保存に代えることが可能となっています。

### 【改正点】

#### (1) 新規開業した個人事業者の申請手続き

帳簿備付開始日の3か月前が申請手続きの期限とされていましたが、業務を開始した日から2か月以内に変更されました。

#### (2) 電子帳簿保存・スキャナ保存の承認申請手続等

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)が認証したソフトウェアを利用する場合、承認申請の手続きが簡素化されました。

※(株)TKC社は認定済み

#### (3) 承認前の重要書類等のスキャナ保存

承認申請書の承認以前の重要書類についても、所轄税務署長等への届出書の提出等の一定の要件の下、スキャナ保存が可能となっています。

#### (4) スキャナ保存の要件緩和

スキャナ保存の要件となっている「入力期間要件」と「定期検査要件」が緩和されました。

帳簿書類の保管等でお困りの方、この機会にぜひ検討されてみてはいかがでしょうか？

詳しくは弊所職員までお気軽にお声がけください。

(記事担当：大西)

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_



# ハクションレター



FAX INFORMATION

Vol.277 2019 / 9月号

FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



## 地方税共通納税システムの

P3

## 事前登録が開始されました！

令和元年10月1日から地方税共通納税システムが稼働します。現在の納税手続において、電子納税に対応している地方公共団体は一部に限られますが、同システムが稼働すれば、複数の地方公共団体に申告から納付までが一連の流れでできることになり、事務負担の軽減が期待できます。

共通納税の対象税目は下記の通りです。

### 【対象税目】

(1) 電子申告データと連動し納付する税目

- ・法人都道府県民税 ・法人事業税 ・地方法人特別税 ・法人市町村民税 ・事業所税
- ・個人住民税（退職所得に係る納入申告）

(2) 納税者が納付金額を直接入力し納付する税目

- ・個人住民税（特別徴収分） ※延滞金等含む
- ・法人都道府県民税の見込納付 及び みなし納付 ・法人事業税の見込納付 及び みなし納付
- ・地方法人特別税の見込納付 及び みなし納付 ・法人市町村民税の見込納付 及び みなし納付

対象となる税目のうち、特に、個人住民税の特別徴収分については、特別徴収義務者等が毎月納入する必要があるという性質から、共通納税が稼働することによって納付事務の効率化が特に期待できます。

共通納税においては、インターネットバンキングにデータを連携する支払方式（情報リンク方式）やATM等による支払方式に加えて、ダイレクト方式の導入を予定しています。

ダイレクト方式は、納税者が、あらかじめ共通納税に登録しておいた金融機関口座から直接支払を行うことができる方式です。これは、国税を取り扱うシステムであるe-Taxでも導入されており、支払の際にインターネットバンキング等の暗証番号等が不要であるため、税金の申告から支払までを一括して税理士等の代理人に任せることが容易になるなどのメリットがあります。

ダイレクト方式を利用するためには、納税者が口座情報を仮登録した後に、ダイレクト納付口座振替依頼書を金融機関あてに郵送し、金融機関の審査が完了し、問題なしの結果がシステムに入力されると、仮登録した口座情報が本登録となり利用開始となります。

eLTAXの利用者IDを持つ一部の対象者が先行して手続きをする事前登録がすでに始まり、期限は9月13日までとなっております。また、8月9日時点で利用者IDを所有していない場合や、税理士等の代理人に依頼する代理行為の手続きは9月24日以降に可能となります。ご希望の場合は監査担当者までお申し出ください。

※今後ハクションレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX